

様式第2号（第10条関係）

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称 佐伯市農業振興地域整備促進協議会  
(令和5年9月、令和6年1月締切分)
- 2 開催日時 令和6年5月1日(水)  
午前9時30分～午前10時30分
- 3 開催場所 佐伯市役所 3階 302会議室
- 4 出席者 佐伯市農業振興地域整備促進協議会委員 6名
- 5 公開、非公開の別 非公開
- 6 議題及び結果 議題  
(1)佐伯市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画  
の変更(案)について  
農用地区域からの除外申請（8件11筆）  
編入申請（1件4筆）  
**【結果】**  
9件承認  
1件目については、戸建て住宅用地として申請。第2種農  
地であり、転用は可能と思われる。なお、既に土地造成  
を行っているため、転用には追認許可申請が必要。  
2件目については、駐車場用地として申請。第3種農地で  
あり、転用は可能と思われる。  
3件目については、山林用地として申請。現在も耕作して  
おらず、今後の耕作予定はない。令和5年12月に非農地  
証明が出されている。  
4件目については、山林用地として申請。現在も耕作して  
おらず、今後の耕作予定はない。令和5年12月に非農地  
証明が出されている。

5 件目については、廃材の仮置き場として申請。申請地は第 2 種農地で転用は可能と思われるが、具体的な事業計画書及び土地利用計画図、他法令の許認可等の処分見込が必要。

6 件目については、駐車場用地として申請。申請地は第 2 種農地であり、転用は可能だが、すでに他の目的で利用されており、転用には土地所有者と転用者の連名で始末書が必要。

7 件目については、隣接地の貯木場として利用。第 1 種農地だが、既存施設の拡張による例外的許可に該当するため、転用は可能と思われる。

8 件目は山林用地として申請。第 2 種農地であり、転用は可能と思われる。転用には植林計画が必要。

9 件目は牛の放牧地として編入申請。協議会の各委員からの異論等はなし。

## 7 問合せ先

佐伯市農林水産部農政課 園芸振興係 担当 岡部  
電話番号 22-3239 内線 354